

日刊 動労千葉

86. 4. 25

No. 2225

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六）（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

公労委調停不調（4月25日、午前二時）仲裁へ

公労委・合同調停委員会は、4月25日、1時00分、'86新賃金について次のような調停委員長見解を発表した。

調停委員長見解（元八六年四月二十五日）

一 公社四現業の公労法上の職員（昭和四〇年公社企業体等労働委員会告示第一号にかかざる者を除く）の基準内賃金を、本年四月一日以降、一人当り一・四二%相当額プラス二・三一〇円の源資をもつて引上げること。

〈公労協平均・1公社4現業の賃上げ〉

	平均 (1.42% + 1.310円)	定昇込み
公労協平均	4,428 ^円 (2.02%)	9,531 ^円 (4.34%) <small>(加重平均)</small>
国鉄	4,429 ^円 (2.02%)	9,372 ^円 (4.27%)
郵政	4,389 ^円 (2.02%)	9,636 ^円 (4.44%)
林野	4,871 ^円 (1.94%)	9,861 ^円 (3.93%)
印刷	4,405 ^円 (2.02%)	9,723 ^円 (4.46%)
造幣	4,570 ^円 (1.99%)	9,964 ^円 (4.34%)

この調停委員長見解による賃上げ額は、具体的には上記の表に示した額になる。

公労委・合同調停委員会は、調停委員長見解と同時に、調停委員長共同経過説明を行い、この調停委員長見解が労使委員の合意を得るに至らず調停不能となったこと、従って、今後の扱いについては5月6日に開催される定例総会で定めることを明らかにした。

仲裁々定の完全実施、合理化・職場規律・労働運動破壊攻撃粉碎へ、さらに闘いを強化しよう！

分所得が減少し、組合員の生活がいよいよ苦しくなっていること。

② 「経営改革の推進」＝合理化協力・職場規律の厳正を前提条件とする当局の対応は不当である。

③ 正当な民営準拠・格差の是正。等を中心に要求の押し込みを固めてきたところである。

今回の「調停委員長見解」は、この間の動労千葉の主張からは、極めてかけはなれた不満なものである。

今後、「仲裁」に移行するか、われわれは仲裁々定の完全実施・国鉄労働運動破壊攻撃粉碎に向けて、さらに闘いを強化しなければならぬ。

（団交および公労委の経過については、別途「交渉ニュース」で詳報）

〈当局側〉低額回答・合理化に固執 〈組合側〉妥結を拒否、更に追いつけ

（調停委員長見解 4/25）

定昇込み 9,372円 (4.27%) 国鉄

動労千葉は、3月20日、「動労千葉申出22号」をもつて、平均二八、二〇五円の賃上げ要求を骨子とする'86新賃金要求を行い、'86春闘勝利へ向け総力をあげて闘いぬいてきた。

これに対し国鉄当局は、4月18日、「定昇込み六〇四一円（2.75%）」なる「有額回答」を行い、この職場の実態を無視した形式的かつ超低額の回答を、「これ以上前進させることはできない」との対応に終始したため、動労千葉は4月19日、当局に対し団交打ち切り通告を行い、21日に公労委・関東地方調停委員会に調停申請を行った。

事情聴取は、4月21日に関東地調委、4月23日に公労委で行われたが、その席上、動労千葉は、

① 数年来にわたる共済掛金の引き上げ、期末手当等の削減、物価上昇などで可処分